

## いわき市支援対象児童等見守り強化事業 業務委託仕様書

### 1 事業名称

いわき市支援対象児童等見守り強化事業（以下「本業務」という。）

### 2 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、いわき市要保護児童対策地域協議会（以下「市要对協」という。）が中核となって、宅食等の支援を行う関係団体と連携し、市要对協に登録されている児童等世帯への訪問や食事の配達を通じて、見守り体制の強化を図るもの。

### 3 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

### 4 業務委託料

本業務の提案上限額は 6,653千円とする（消費税及び地方消費税を含む）。

業務委託料には次のものを含むものとする。

- (1) 訪問や支援対象児童等の状況管理を行うスタッフ等の人件費
- (2) 配送する食品等の購入費
- (3) 職員の配送に係る費用（燃料代、レンタカー代等）
- (4) 弁当の調理に係る光熱水費
- (5) 運営に係る費用（施設の賃借料、消耗品費等）
- (6) 事業実施に係る保険料及び新型コロナウイルス感染防止に係る消毒液、マスク等の購入費

※ 自動車等、資産価値が委託期間終了後も残存する物の購入は委託料の対象外とする。

※ 施設の賃借料や光熱費の算定にあたっては、以下の例を参照のうえ積算すること。

例) A室とB室の2室で構成される施設において、A室（60㎡）を「本業務」として使用し、B室（40㎡）を「その他の事業の専用室」として使用しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合で、光熱水費を両室一体で支払っている場合。

**【算出方法】**

$1,000 \text{千円 (年間賃借料)} \times (60 \text{㎡ (本業務専用室)} / 100 \text{㎡ (施設全体の面積)}) = 600 \text{千円 (対象経費)}$

なお、光熱水費についても、上記面積割合で案分する。

※ 本業務とは別の補助事業を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできない。

※ 複数の事業を同一施設内で実施し、経費の分割が困難な場合は案分し、その根拠を示すこと。

### 5 本業務の対象者

本業務の対象者は、地区保健福祉センター等からの案内により申込みのあった世帯（以下「利用世帯」）とする。具体的には、次の児童等が属する世帯とする。

- (1) 市要对協に登録されている支援対象児童等
- (2) (1)以外の本市に居住する児童等で、市が支援・見守りが必要と判断した児童等。

## 6 委託内容

### (1) 業務内容

受託者は、本業務の目的や事業内容を十分に理解し、次の業務を実施すること。

- ① 利用世帯へ月1回以上（週1回程度）の訪問、対象児童等との面談による子及び家庭状況の把握。
- ② 利用世帯への食事や食品（子どもが調理可能なもの）等の配達。なお、1食あたり500円程度とし、回数は週1回を限度とし、世帯あたりの1回の配食数は対象児童等に子の保護者を加えた数を上限とする。
- ③ 利用世帯の保護者や子どもからの生活相談対応。
- ④ 状況把握を行う中で緊急性の高い事態が発生したり、または、発生する恐れが生じた場合は、速やかに市に報告すること。
- ⑤ 別途定める報告様式により、翌月10日までに市へ事業実施内容を報告すること。  
また、対象世帯及び子どもの状況について、市子ども家庭課、各地区保健福祉センター等関係機関との情報共有を図ること。
- ⑥ 利用状況の管理。
- ⑦ 要対協実務者会議・代表者会議への出席。
- ⑧ 上記業務以外で、委託費の範囲内において、本事業を実施する上でより有効となる独自の企画等があれば提案すること。

### (2) 対象世帯見込み数

30世帯程度

### (3) 対象地域

市内全域

### (4) 委託料の支払い

令和4年度の支払い回数は2回とし、初回は契約締結後速やかに、2回目は12月とし、適正な請求書を受け取った日から30日以内に支払う。

各回の支払金額は、契約額を2等分した額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を初回の支払分に合算）とする。

### (5) 利用者負担

本事業に対する利用者の利用料は無料とする。

### (6) 訪問、配食時間等

訪問時間等は受託者と利用者との協議のうえ決定するものとし、調理済みの食事を提供する場合は、調理から喫食までの時間を考慮し配達するのと合わせ、配達後は保存方法の指導や、速やかな食事を促すなど、食の安全に配慮すること。

### (7) 配食方法

食事又は食品の受渡しは対面による手渡しとし、必ず対象児童等との面談を行うこと。

### (8) 安否の確認

サービスの実施中、対象児童等の安否確認及びコミュニケーションに努めるものとし、異常を発見した場合は速やかに関係機関に連絡するものとする。

(9) 人員の配置

本業務の従事者には、運営管理者1名のほか、資格要件は設けないが、児童の福祉の向上に理解と熱意を要すると認められるもので、子どもの生活相談に対応出来る者を2名以上配置すること。なお、従事者は兼務を可とする。

7 その他の条件等

(1) 再委託の制限

受託者が本業務の全てを第三者に委託することは禁止する。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で本市に申請し、承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 関係機関との連携

関係機関との連携を密にし、必要に応じて、利用者の支援体制構築のための関係者間の会議へも出席するものとする。

(3) 衛生管理

保健所等の監督官庁の指導を遵守し、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期するものとする。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る措置として、業務の遂行にあたっては、マスクの着用、咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、体温測定や健康チェックといった感染予防に取り組むこと。

(4) 法令の遵守

受託者は、本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(5) 個人情報の取扱い

利用者の個人情報については、遵守するものとする。

(6) 契約等からの暴力団等の排除

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者は、当該契約等から排除するものとする。

8 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。